

仲町保育園、大和東保育園等の民営化に関する保護者説明会の
 実施状況等について

1 開催日時等

対象園	日時	参加人数	内容
仲町保育園	8 月 9 日（木）18:30～	14 人	民営化について
大和東保育園	8 月 10 日（金）18:30～	15 人	
もみじやま保育園	8 月 23 日（木）18:30～	11 人	
あさひ保育園	8 月 24 日（金）18:30～	13 人	
上記 4 園合同	8 月 27 日（月）18:30～	17 人	民営化について 事業者選定内容について

2 保護者からの主な意見・質問及び区の考え方

No.	質問	回答
【民営化スケジュール・待機児対策等について】		
1	事業者募集を一時中断し、その間検討した内容はどのようなものか。	民営化を中断、若しくは中止した場合の影響、課題を検討した。具体的には、保育士採用や財政負担の問題や待機児童対策の遅延、また、応募した事業者に対する信用失墜などについてである。
2	慎重に検討した結果、民営化をスケジュール通り継続するという結論に至った理由は何か。	仲町保育園については、区立保育園として整備する場合、基本設計などに要する時間が必要であり、待機児童対策の遅延を生じさせること。また、大和東保育園については、既に事業者が応募していることから事業者に対する信用失墜の問題があり、従前の計画のとおり進めることとしたものである。
3	平成 32 年度まで、待機児童は多く発生すると思うが、仲町保育園を民営化する以外の方策を検討はしていないのか。例えば、暫定的にどこかに保育園を建設して受け皿を増やした方が保育園に入園できる児童は増えるはずではないか。	区では区立保育園の民営化以外にも、民間事業者による新規保育所を誘致して定員拡大を図っており、そうした取り組みをさらに進めていく。 待機児童は中央、本町、東中野が特に多く発生しているが、JR 中央線の南側では用地の確保が難しく新規保育所の誘致が進んでいないという状況もある。仲町保育園は U18 プラザ中央跡地での新規保育所と既存保育所の建て替えによる

		入所定員の拡大を図る計画であり、待機児童対策を推進できると考えている。
4	待機児童の解消のため、平成32年4月にU18プラザ中央跡地に保育所を開設したいとのことだが、民間保育施設を新設するのみで良いのではないか。なぜ仲町保育園が移らなくてはいけないのか。	仲町保育園は築45年経過しており、配管等設備の老朽化により建て替えを行う必要がある。保育園の建て替えにあたっては、仮設園舎を確保しなければならないが、仲町保育園については近隣に適切な場所が今のところ見当たらないため、U18プラザ中央跡地の新園舎に移り、現仲町保育園舎を建て替えるという計画としている。
5	区立保育園をどれだけ残すかという考え方を検討している中で、平成33年4月開設（現仲町保育園）を区立保育園として整備する可能性はあるのか。	区立保育園を一定数残して、区立保育園を基点として民間保育施設を含めた中野区全体の保育の質を高めていきたいと考えており、これから具体的な検討作業に入ることとなる。すでに民営化を計画した区立保育園については、変更はない。
6	大和東保育園の老朽化については、民営化と関係あるのか。	老朽化による建て替えを前提とした民営化であることは以前より変わらない。保育を継続して行うための仮設園舎が確保されているため、これを機に建て替え及び民営化を進めたいと考えている。
【事業者募集・選定について】		
7	事業者の審査項目の公開の時期はいつか。 また、審査項目について今後保護者が協議する余地はあるか。	事業者の審査項目や実施方法については、より適切に事業者選定が行えるよう見直しているところである。検討が終わり次第、保護者の皆様に提供して、ご意見を頂きたいと思う。審査項目公開の時期については検討中である。
8	事業者の応募が1者しかない場合、基準を満たさなくても選ばれるのか。	選定については、基準を定めて総合的に審査、評価する。応募してきた1者が、区が定める基準に満たないときは再公募することになる。
9	民営化に係る応募事業者数が減少傾向にあるが、質を担保できる事業者はいるのか。	区内でも多くの事業者が民間保育施設を運営している。質を担保できる事業者は確保できると見込んでいる。
10	事業者選定に関して、学識経験者の意見は取り入れないのか。	学識経験者の関与は考えていない。 保育の質については、区立保育園の園長経験者が当たっており専門的な観点から事前審査を行っている。そうした専門的な知見による事前審査結果等に基づき、区職員で構成する選定委員会で決定する。

11	事業者が運営している保育園の視察について、視察する職員の構成や内容の詳細をお聞きしたい。また、視察について、複数の園長経験者が行うことは可能か。	視察する職員の構成としては、保育園の園長経験者1名、区の事務担当者2名を予定している。 1事業者につき1園を区で指定し、1日間かけて視察する。 視察を複数の園長経験者で行うことについては検討する。
【引継ぎについて】		
12	引継ぎ期間の設定を3か月より長くできないか。また、引継ぎの内容を充実できないか。	引継ぎの期間等については、過去の民営化の例を踏まえて設定している。 引継ぎがきちんと行えるよう、引継ぎの内容、スケジュール等について事業者、区、当該区立保育園の3者で協議し、その内容を保護者に説明をし、理解を得ながら進めていく。充実した引継ぎができるよう、検討を進めていく。
【ガイドラインについて】		
13	保育のガイドラインの検討内容やスケジュールなど、公開時期についてお聞きしたい。	現在、区立保育園長会でガイドラインについて検討素材を整理しているところである。スケジュールについても検討しているところであるが、区立保育園の他、民間保育施設、保護者、専門研究者等の意見も踏まえていく必要もあり、取りまとめには一定の期間が必要であると見込んでいる。
14	保育の質の確保のため、区としてどのようにガイドラインを活用していくか。	区立保育園の園長経験者等の運営支援担当が民間保育施設を巡回し、ガイドラインが活用、遵守されているか確認する。活用、遵守されていない場合は、助言、指導していく方法を考えている。 その他、合同研修会等を活用し、ガイドラインの内容の定着を図るなど、様々な方法により全ての施設がガイドラインを共有していけるような取り組みを進めていきたい。
15	ガイドラインは基準であり、目安である。罰則が無い。守れなかった場合、どうするかを決める必要がある。	ガイドラインに沿って区の指導、助言を行い、改善されていくことを想定している。現在も、指導、改善等が必要な場合は、検査担当が指導、改善を求めているところである。
16	区職員が民間保育施設の運営を支援するために巡回する頻度についてお聞きしたい。	園によって異なるが、民営化した園や新規開設の園については、多ければ週に1回の頻度で行うこともある。 運営が安定している園については、数か月に1

		回程度である。
17	ガイドラインに沿っての指導内容や改善結果を保護者は知ることができるのか。	公表については検討していく。
【協定について】		
18	民営化する際の区と事業者との協定内容について、締結前に保護者も確認できる機会があるのか。	内容については事前に確認できるように示していく。
19	協定への解除項目の追加については、解除した後の流れは想定しているのか。また、解除した場合区立保育園として残すということはあるのか。	具体的には解除の時期により対応は違ってくるが、協定を解除した際には、保育を継続しなければならないため、事業者の再募集をすることになる。

3 今後のスケジュール

- ・平成 30 年 8 月 31 日 事業者応募書類締切
- ・平成 30 年 8 月 31 日～ 事業者選定作業
- ・平成 30 年 10 月下旬 事業者決定